

新発田市まちづくり総合計画・新発田市総合戦略策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

新発田市まちづくり総合計画・新発田市総合戦略策定支援業務委託

2 業務の目的

新発田市では、令和6年3月に「新発田市まちづくり総合計画（以下、総合計画）」を策定し、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を将来都市像に掲げるとともに、その実現に向け、「健康長寿」、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」の4つの視点を設定し、「住みよいまち」を実感できるまちづくりに取り組んでいます。

総合計画の見直し年次に当たる令和8・9年度において、次期4か年（令和10～13年度）の計画見直しと、新たな4か年（令和14～17年度）の計8か年における総合計画作成を行います。

また、同じく令和6年3月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略（以下、総合戦略）」を総合計画と一体的に策定し、人口減少対策と地方創生の実現に取り組んでいます。国において、令和7年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」を踏まえ、具体の施策を記述した「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定したことを受け、当市においてもその内容を勘案しながら「総合戦略」の見直しを行います。

以上を踏まえ、本業務は、令和8年11月に実施される市長選挙で当選した市長の選挙公約も踏まえながら、市の最上位計画である総合計画と、まちづくりの最大かつ喫緊の課題である人口減少対策に正対した総合戦略の改定に必要となる業務への支援（下記「4 委託業務内容」のとおり）や専門的知見に基づく助言を行うものです。

なお、次期計画の策定は、引き続き、総合計画と総合戦略を一体的に策定し、それぞれの施策を有機的に連動させるとともに、現行計画に備える「新発田市人口ビジョン」、「新発田市行政改革大綱」及び「市民アンケート調査結果」を含む各種資料を掲載することとします。

3 委託期間、作業スケジュール

契約締結日から令和10年3月24日まで

※令和8年度から令和9年度までの2か年契約（市予算は債務負担行為を設定）とし、協議により業務スケジュール及び各年度契約額を決定することとします。

4 委託業務内容

令和8年度から令和9年度における総合計画及び総合戦略の策定業務の全般において、効果的な計画策定と新発田市（以下、「発注者」という。）の業務負担軽減に向けた支援を行います。

業務の実施に当たっては、発注者と都度十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めることとし、国の動向や他団体等における最新事例や優良事例等、必要な情報収集に努めるとともに、資料提示するなど、業務精度の向上に努め、実効性の高い具体的な提案と支援を求めます。

【総合計画】

(1) 前提条件の整理

① 市民アンケート、若者アンケート及び市外在住者アンケートの調査の実施・分析

市民や市内に通学する若者等の意見を総合計画に反映させるため、下記 i, ii, iii のアンケート調査を行います。

アンケート調査は、アンケートの回収率を高めるため、回答しやすい設問形式や回答方式について工夫を凝らしたものとし、令和4年度に行った「市民アンケート調査」、「若者アンケート調査」及び「市外在住者アンケート調査」の結果との比較分析を行うこととします。

アンケート調査結果の集計表は、委託終了後、発注者が Microsoft Excel において、容易に加工・修正・グラフ化できるようにすることとします。

(i) 市民アンケート調査

新発田市内に住所を有するものから無作為で抽出した市民 2,000 人を対象に、現在の総合計画の施策に対する満足度及び重要度や市民ニーズ等を把握するものとします。

受注者は、調査表の作成、集計、分析の作業を行い、紙媒体のほか、インターネットでの回答が行えるように、電子媒体での回答フォームを構築することとします。発注者は調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成を行い、発送・回収に係る直接経費（郵便料金）を負担します。

なお、回収率は 40%程度（800 人程度）を想定し、単純集計については、信頼度 95%、誤差±5.0%を想定します。

(ii) 若者アンケート調査

市民アンケートとは別に、市内の若者を対象としたインターネットを活用した意向調査を行います。

受注者は調査表の作成、集計、分析の作業を行い、発注者は学校等への依頼を行います。

なお、調査の対象については、受注者と協議のうえ決定することとします。

(iii) 市外在住者アンケート調査

新発田市外に住所を有する新潟県民（下越地域、新潟・佐渡地域、県央地域、中越地域、上越地域の 5 地域）から無作為で抽出した 500 人（各地域 100 人）を対象に、当市の印象等をインターネットにより把握するものとします。

受注者は調査対象者の抽出、電子媒体での回答フォームの構築、モニターへのリサーチ、集計、分析の作業を行います。

② 社会指標の比較・分析

新発田市の現状を客観的に把握するため、以下の分析を行います。

- ・人口動態分析及び将来人口推計（※内閣府が示す最新の「地方人口ビジョンの策定のための手引き」を参考とする）
- ・国・県の政策動向や社会情勢の変化を踏まえた基礎データの整理
- ・レーダーチャート等を活用した強み・弱みの可視化
- ・各種分析手法を用いた課題の抽出と戦略的分析

(2) 総合計画の見直し・策定に関する支援

① 基本構想の見直し検討

現行計画の進捗と評価、国・県の動向や社会情勢の変化、上記「(1) 前提条件の整理」での確認事項、パブリックコメント等を踏まえた基本構想の見直しに係る助言・提案及び関連作業の支援を行います。

② 基本計画の見直し・作成支援

現行の基本計画における各施策について、現状・課題の把握とそれに基づく今後の展開と成果指標の整理に係る作業を支援するとともに、総合計画と総合戦略の一体化も踏まえた、より見やすく分かりやすい構成について助言・提案を行います。

(3) 検討組織等の運営支援

① 審議会（庁外）の運営支援

新発田市まちづくり総合計画審議会（兼新発田市未来創造検討会議）の開催にあたり、資料作成、会議出席、議事要旨作成等の支援を行います。

なお、審議会の運営支援は令和9年度に5回程度を想定します。

② 策定委員会（庁内）の運営支援

新発田市まちづくり総合計画策定委員会の開催にあたり、作業部会資料をもとにした検討資料の作成支援を行います。

なお、策定委員会の運営支援は令和9年度に4回程度を想定します。

【総合戦略】

現行の総合戦略の進捗評価や各種会議の結果等も踏まえながら、国が示す「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」に対応する第4期総合戦略（案）の策定に向けた支援を行います。

策定に当たっては、総合計画との整合を確保した基本的な方向性、数値目標、取組内容などを整理し、総合計画と一体的に策定し、より見やすくわかりやすい計画となるような工夫・提案を行うとともに、国の地方創生関連制度を最大限活用できる内容となるよう助言を行います。

5 計画書の作成

上記で検討・策定した計画書について、印刷用原稿のとりまとめを行います（総合計画：A4判、100ページ程度、総合戦略：A4判、15ページ程度、行政改革大綱他：A4判、35ページ程度）。とりまとめにあたっては、わかりやすい冊子になるようレイアウトやデザイン等に配慮し、図表や写真・イラスト等を活用して作成します。

6 打合せ協議

本業務の実施にあたり、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と打合せ協議を行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受注者がその都度議事録を作成し、発注者に提出します。

なお、打合せ協議は「業務着手時」「中間5回」「完了時」の計7回を予定しますが、

受注者は、電話又は電子メールにより、随時、連絡調整するとともに、必要に応じて打合せ協議を行います。

- (1) 受注者は、業務の実施に先立ち業務内容を十分に把握し、各工程についての実施計画を立案します。
- (2) 受注者は、業務の工程、調査方法、資料の収集、成果等について、発注者と十分に協議を行うとともに、業務の進捗状況等を発注者に報告し、適正な工程管理に努めなければなりません。
- (3) 業務着手時・成果品とりまとめ時には管理責任者が立ち会うものとします。

7 資料の管理

発注者は、業務を実施する際に必要となる資料を受注者に貸与するものとします。

受注者は、本業務において市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却します。その他業務の遂行上必要な資料については、受注者の責任と負担において収集すること。

8 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令、条例、規則等を遵守すること。

9 成果品

本業務の成果品については、完成時点で速やかに納品すること。

受注者は、市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとします。

なお、本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て発注者に帰属するものとします。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（基礎調査、データ収集、分析、検討した成果一式を含む） | 2 部 |
| (2) 次期総合計画・総合戦略本編（A4 判） | 2 部 |
| (3) 上記(1)(2)の電子データ | |
| （修正可能な電子データ、PDF データ及び印刷入稿用データ） | 一式 |
| (4) その他、業務上作成した資料 | 一式 |

10 著作権

本業務の実施に伴い作成された成果品の著作権は、発注者が有するものとします。

11 その他

- (1) 業務全体を管理・統括する者を必ず 1 人選定し、発注者との打合せに出席させます。
- (2) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはなりません。
- (3) 受注者は、本業務中に事故が生じないよう注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を負わなければなりません。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとします。
- (4) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合

は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者が負担するものとします。

(5) 委託料の支払いについては、あらかじめ定めた各年度の委託料に基づき、各年度末の実績に応じて支払います。

(6) 受注者は、当該業務の実施にあたっては、新発田市個人情報保護条例(平成 27 年新発田市条例第 38 号)を厳守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、双方協議の上決定します。

※契約終了後、契約に関する業務評価を行います。

【参考】 想定スケジュール (※発注者と受注者の協議により決定)

業務内容	令和8年度												令和9年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
統計調査								←	→	→	→	→												
意向調査								←	→	→	→	→												
課題整理									←	→	→	→												
庁内委員会													←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
庁外審議会																	←	→	→	→	→	→	→	→
パブリックコメント																			←	→				
印刷データ納品																						←	→	